

## 障害者自立支援法の「定時改正」における抜本的見直しを求める意見書

障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）の本格施行から2年がたった。自立支援法は、逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、障がい福祉との統合に道を開き、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定されたものである。そのため自立支援法は、障がいのある人の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入した。

ところが自立支援法の施行によって、全国各地で多くの問題が噴出し、居宅サービスの利用を控える人、施設への通所を断念する人、また利用料が払えずに滞納がかさんでしまった人などが続出した。三鷹市の当事者も、その例外ではない。

こうした問題に対処するために厚労省は、本格施行後わずか2カ月後の2006年12月、期限付きの「特別対策」を発表し、さらにその1年後の2007年12月に、「緊急措置」を発表した。本格施行後わずか1年余りの間に、2度もの修復をせざるを得なかったのである。

また2008年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年に当たる。既に厚労省は、法改正の検討をスタートしたが、1年前の2007年5月、厚労省のもとに設置された介護保険と障がい福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、2009年の統合を見送る中間報告を発表した。また同年12月、自民党・公明党の与党プロジェクトチームは、報告書「自立支援法の抜本的見直し」を発表し、「定時改正」の検討に当たって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言した。つまり自立支援法は、2度にわたる修復を重ねたにもかかわらず、「定時改正」を迎えるに当たって、法制定の根拠から見直す必要が迫られているといえる。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、自立支援法の「定時改正」に対して、下記の諸点を盛り込んだ抜本的見直しをするよう求めるものである。

### 記

- 1 第一には、障がいのある人とその家族に、福祉サービスの総量の1割の利用料を課す定率負担（応益負担）制度の問題である。そもそも、障がいのある人たちの主たる所得保障である障害基礎年金は、生活保護費よりも低い。こうした所得水準の現状を考慮せずに、障がいに伴う社会生活上のハンディを軽減するための支援を利益とし、その1割を負担として課すことは、制度設計に無理があったといわざるを得ない。

また、平成19年度から実施された「特別対策」による負担軽減策は、所得に応じた仕組みを導入したものの、家族同居の世帯にとっては有効策となり得ないも

のである。さらに平成20年7月からは、「緊急措置」が実施されたが、補装具や医療、ケアホーム等には適用されないため、よりサービスを必要とする障がいの重い人たちの負担軽減策は、さらに改善の余地を残しているものである。

そこで、障がいのある人の所得の実態とともに、障がいに着目した負担制度のあり方を検討されたい。

- 2 第二には、極めて低い報酬水準の問題である。「選択の保障」をうたいながらも、報酬水準の低さが要因となって、支援者の確保が難しく、支援を提供することが困難な事態に直面している。介護保険分野においても、介護支援者の確保は大きな問題となっているが、自立支援法の報酬水準はそれよりも低く、さらに困難の度を増している。また報酬水準とともに国庫負担基準の抑制によって、区市町村の「超過負担」は、当初予想をはるかに超えている。

そこで、適切なサービスを保障できる報酬水準を確保するとともに、区市町村の「超過負担」を考慮した報酬体系に改めるようにされたい。

- 3 第三には、拙速な審議を避け、障がいのある人とその家族の実態や自治体の障がい者施策の現状について徹底的な検証を行うことである。自立支援法は、こうした実態や現状を十分に反映させることをせず、拙速な審議のもとで成立したことは否定できない。障がいのある人とその家族の実態を反映させるとともに、自立支援法の実施主体である区市町村の意見を十分反映させることは、必要不可欠である。

自立支援法は、介護保険と障がい福祉の統合をめぐる議論を背景に制定された。しかし、介護保険との統合問題については、全国市長会を初め多くの関係団体が、慎重審議あるいは再考を求めているものである。「定時改正」に当たっては、介護保険との統合に固執することなく、障がい福祉の独自制度のあり方を志向すべきである。それでこそ、問題の本質的解決に迫る抜本的見直しといえる。

そこで「定時改正」に当たっては、障がいのある人とその家族等の実態に基づいた自立支援法の徹底的な検証を行うとともに、区市町村の意見を十分反映するようにされたい。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年9月30日

三鷹市議会議長 石 井 良 司